

議第14号

平成26年度京都市駐車場事業特別会計予算

平成26年度京都市駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

平成26年2月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

2 駐車場

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 536,947
	1 使用料	536,947
2 繰入金		1,431,052
	1 一般会計繰入金	1,310,829
	2 基金繰入金	120,223
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		32,000
	1 市債	32,000
歳 入 合 計		2,000,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐車場事業費		千円 2,000,000
	1 駐車場費	511,488
	2 公債費	1,488,512
歳 出 合 計		2,000,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
駐車場管理経費	平成27年度及び 平成28年度	千円 2,378

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
駐 車 場 事 業 費	千円 32,000 発行価格が額面と発行埋合せは、その発行価格差減額を必要金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。